

三郷市 Facebook ページ運用方針

1 目的

世界最大の SNS サービスである Facebook を市政情報の発信ツールとして活用し、三郷市の魅力を広く発信することを目的とします。

2 発信内容

市長活動報告、行政情報、イベント情報、緊急情報等

3 担当部署

三郷市広報課

4 注意事項

以下に定める投稿は禁止とし、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) プログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

5 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、三郷市または原作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

6 免責事項

(1) 三郷市は、当ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。

(2) 三郷市は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(3) 三郷市は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(4) 上記の他、三郷市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(5) 三郷市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

三郷市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

1 ソーシャルメディアの定義

ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、市政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、職員としての身分を有する者に対して適用されます。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

(1) 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。

(2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。

(3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。

(4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。

(5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

(6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。

- ① 不敬な言い方を含む情報
- ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
- ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

5 ソーシャルメディアを利用して三郷市行政に関する情報を発信する際の留意事項

（１）三郷市あるいは三郷市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。

（２）三郷市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。

（３）三郷市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。

（４）自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。

（５）自らは直接職務上関わらない事項であっても、本市行政に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。